

第三者によるモラルリスクと実質的当事者の確定

弁護士 板東 大介

第1 はじめに

保険契約は、保険事故の発生により支払保険料を上回る多額の保険金を受領することができるという射幸性を有することから、保険契約者または保険金受取人が故意に保険事故を招致する等、保険制度を不正に利用される危険性（モラルリスク）を孕んでいる。

保険法及び保険約款は、これに対処するため、保険契約者または保険金受取人が故意に保険事故を招致した場合に、保険者の保険金支払義務を免責する旨を定めている（「故意免責」。保険法第17条1項、第51条2号（保険契約者）3号（保険金受取人）、第80条2号（保険契約者）3号（保険金受取人））。もっとも、モラルリスクを惹起するのは名義上の当事者ばかりではなく、それ以外の第三者が事故招致する事例も相当数存在する。そこで、このような場合に「第三者の故意」をもって「故意免責」を主張できるかが問題となる。最判 H14.10.3（以下「H14 最判」という）は、この点について次の通り判示した。

「本件免責条項…の趣旨は、生命保険契約において、保険契約者又は保険金受取人が殺人という犯罪行為によって故意に保険事故を招致したときにも保険金を入手できるとすることは、公益に反し、信義誠実の原則にも反するものであるから、保険金の支払を制限すべきであるというところにある…。本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず、公益や信義誠実の原則という本件免責条項の趣旨に照らして、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含むと解すべきである。したがって、保険契約者又は保険金受取人が会社である場合において、取締役の故意により被保険者が死亡したときには、会社の規模や構成、保険事故の発生時における当該取締役の会社における地位や影響力、当該取締役と会社との経済的利害の共通性ないし当該取締役が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該取締役が会社を実質的に支配し若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場にあり、又は当該取締役が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該取締役の故意による保険事故の招致をもって会社の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当するというべきである。」

H14 最判の事案は、保険契約者兼保険金受取人が法人である生命保険契約に関するものであるが、損害保険契約にも妥当すると解される¹。もともと、①保険契約者または保険金受取人が自然人である保険契約（以下「個人契約」という）にも妥当するのか、②妥当するとしても具体的にどのような要素を考慮して判断すれば良いのか、③保険契約者と保険金受取人が異なる保険契約において（あるいは両者が同一の保険契約においても）「保険契約者」と「保険金受取人」の判断基準は異なるのではないかと、等の諸点については評価が定まっておらず、その後の下級審裁判例においても理解の仕方が異なっている。

本報告では、個人契約において「第三者の故意による免責」が争われた下級審裁判例を分析し、上記①～③の諸点を検討する。その上で、他の法律構成として、第三者の行為により「重大事由解除」「公序良俗違反」を認めた裁判例についても若干の検討を加える。

なお、下級審裁判例の中には、H14 最判と同様に、第三者の行為をもって「保険契約者／保険金受取人の行為と同一と評価できる」と判示するものと、第三者を「実質的保険契約者／保険金受取人」と認定するもの（以下「当事者確定論」という）とが混在している（同じ判決の中で両者の表現が併用される場合もある）。そこで、裁判例を検討する前提として、まず H14 最判と「当事者確定論」の関係を整理しておきたい。

第2 H14 最判と「当事者確定論」の関係

保険契約における「当事者確定論」とは、保険契約において、契約上の名義その他諸般の事情を考慮した上で、誰を「保険契約者」「保険金受取人」等と認めるべきかという問題である²。この点、保険契約においては、銀行預金等とは異なり、危険選択や契約管理の必要などにより当事者が誰であるかは保険者にとっても重要な意味があることから、基本的には契約上の表示に従って判断すべきであるが、故意の事故招致が問題となるような場面では別途の考慮を要し、名義人とは別に実質的な当事者がいる場合には、実質的な当事者に即して判断すべきと解されている³。

一方、H14 最判は、第三者が「会社を実質的に支配し若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場」（以下「実質的支配」という）または「保険金の受領による利益を直接享受し得る立場」（以下「利益享受可能性」という）にある場合には「（保険契約者又は保険金受取人である）会社の行為と同一と評価できる」と述べている。この点について、学説の多くは、必ずしも明示的ではないものの、「利益享受可能性」は当該第三者が

¹ただし、損害保険約款では、代表者以外の法人役員や法定代理人等による事故招致も免責対象となることが明記されているため、それ以外の「第三者」の故意が問題となる事案は限定される。

²山下孝之「生命保険における当事者確定論」『生命保険の財産法的側面』121頁。

³山下孝之・前掲 126頁、山下友信『保険法』78頁、378頁。

「実質的保険金受取人」（3号アプローチ）と言えるかどうかの判断基準であり、「実質的支配」は当該第三者が「実質的保険契約者」（2号アプローチ）と言えるかどうかの判断基準である、と理解しているように思われる⁴。このように、H14最判の判断枠組みを「当事者確定論」の発想に基づくものと理解すれば、その判断枠組みは、個人契約にも基本的に妥当するものと考えられる⁵。

以上の理解を前提に、本報告では、H14最判と同様に「保険契約者／保険金受取人の行為と同一と評価できる」と判示する裁判例と、「実質的保険契約者／保険金受取人」を認定する裁判例を区別せず、両者ともに「実質的保険契約者／保険金受取人」に関する裁判例として検討する（なお、検討部分においては、損害保険の被保険者を含めて「保険金受取人」と表記する）。

第3 個人契約において「第三者の故意による免責」が争われた裁判例

1 「実質的保険金受取人」（3号アプローチ）に関する裁判例の検討

(1) 肯定例

① 大阪地判 S62.10.29（生判 5 卷 172 頁）（生命保険）

【事案】 保険契約者兼被保険者を A、その子である B を保険金受取人とする生命保険契約において、A が殺害され、A の夫（B の父親）である C が、B の法定代理人として保険金を請求した事案。保険金の支払後に、C とその共謀者が A の殺害容疑で起訴され、保険者が C の故意による免責を前提として、C に損害賠償を請求した。

【判旨】 C が保険金殺人を企図して、A に上記契約を締結させ、第三者に依頼して A を殺害した事実を認定した上で、「C は（実行犯）と共謀して A を殺害して保険金を詐取する目的で、A をして保険金受取人を B とする本件保険契約を締結させたこと、B は当時二歳と年少で C の庇護のもとにあり、実質上は C が右保険金の受取人にほかならないことが認められるから、原告らは商法六八〇条により本件保険契約の保険金支払を免責される」と述べて、故意免責を認めた。

② 仙台地判 H7.8.31（判時 1558 号 134 頁）（損害保険）

⁴ 遠山聡「法人契約における被保険者故殺免責」生保 158 号 157 頁、山下典孝「生命保険契約における法人による保険事故招致免責に関する若干の考察」生保 141 号 141 頁、山下友信・前掲 476 頁。なお、私見は、「利益享受可能性」と「実質的支配」は一方が他方を推認させる関係にあり、3号アプローチで「実質的支配」、2号アプローチで「利益享受可能性」を考慮することも可能と考える。この点は後に検討する。

⁵ 遠山聡「第三者の保険事故と故意免責規定の適用に関する一考察」熊本法学 127 号 143 頁。ただし、同論文では、2号アプローチにつき、「実質的支配」というメルクマールには言及されず、「実質的保険契約者」と言えるかどうかは直接問題とされている。嶋寺基・保険事例研レポート 265 号 1 頁（後掲⑩の評釈）は、当該事案（個人契約で実質的保険契約者が問題となったもの）において、H14最判があてはめの参考になるかは疑問としつつも、「保険契約の実質的支配ないし管理」を判断基準とされている。

【事案】 店舗及び店舗内の什器備品等を保険の目的として、店舗の名義上の所有者 A またはその母 B を保険契約者兼被保険者とする 5 件の損害保険契約、B を保険契約者とし、A を被保険者とする 1 件の損害保険契約、建物の一部の賃借人を保険契約者、B を被保険者とする 1 件の損害保険契約が締結されていたところ、店舗で火災が発生し、A 及び B が保険金を請求した事案。保険者は、A 及び B に代わって店舗を使用・管理していた C の故意・重過失による免責を主張した。

【判旨】 上記店舗の経営、賃貸、什器備品等の管理、保険契約締結の意思決定及び手続等を C が行っていた事実を認定した上で、「本件保険の被保険者は、形式的には、A ないしは B ではあるものの、実質的には、A 及び B から包括的な代理権を与えられ、これらを全面的に管理し、使用収益して利益を得ていた C もまた被保険者である」と認定し、C の重過失による免責を認めた。

③ 熊本地判 H11.3.17 (判タ 1042 号 248 頁) (損害保険)

【事案】 店舗内の家財を保険の目的とし、建物及び家財の所有者 A を保険契約者兼被保険者とする損害保険において、店舗で火災が発生し、A が保険金を請求した事案。保険者は、A から店舗の経営管理を任されていた C、又は、A から C の指導を依頼されていた D の故意または重過失による免責を主張した。

【判旨】 C 又は D の重過失により火災が発生した事実を認定した上で、「A は、C にラーメン店を任せ…本件建物の裏口の鍵を預けて、本件建物に出入りし、管理させていたこと…D は…A の依頼に基づき、本件建物で C から話を聴いて説諭、指導したことが認められ…C 又は D は、実質的には A の意に基づいて本件建物を管理若しくは使用していたものであるということが出来るから、本件約款の解釈においては、C 又は D の本件建物の管理若しくは使用行為は、信義則上、被保険者である A のいわゆる履行補助者の行為として、A の行為と同視すべき」と述べて、C 又は D の重過失による免責を認めた。

④ 名古屋地判 H20.2.21 (生判 20 卷 85 頁) (生命保険)

【事案】 保険契約者兼被保険者を A、その子である B らを保険金受取人とする生命保険契約において、A が殺害され、A の元妻 (B らの母親) である C が、B らの法定代理人として保険金を請求した事案。保険者は、C の故意による免責を主張した。

【判旨】 H14 最判を引用した上で、本件については、「C は、B らの母親であり、A が死亡した場合には B らを監護しその財産管理をする者ということが出来るから (実際に、各保険金の請求時には B らの唯一の親権者となっており…B らの財産処分をしていることが認められる。)」、C が、第三者に依頼し、被保険者である A を

殺害させた…のであれば、CがBらの法定代理人として本件各保険金請求をする本件においては、実質的にみて本件各保険金の受取人であるBらによって保険事故が招致されたのと同じのものと評価することができ(る)」と認定した。もつとも、結論としては「Cが第三者にAを殺害させたことを認めるに足りない」として、故意免責を否定した。

⑤ 岐阜地判 H23.3.23 (判時 2110 号 131 頁) (生命保険)

【事案】 保険契約者兼被保険者を A、保険金受取人を「A の法定相続人」(両親である B ら) とする生命保険契約(海外旅行保険)において、A が旅行先で溺死し、B らが保険金を請求した事案。保険者は、A の義兄である C とその知人 D の故意による免責を主張した。

【判旨】 C 及び D が、B らから保険金を取得することを企図して、A に上記契約を締結させ、A を殺害した事実を認定し、H14 最判を引用した上で「第三者の故意により被保険者が死亡したときには、当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど、本件免責条項の趣旨に照らして、当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合には、本件免責条項に該当する」と述べて、個人契約における判断基準を示し、本件については、「D が本件保険の保険料のすべてを支払っていること、C 及び D が…本件保険金を B らから支出させることを企図して、これにより利益を得る目的で A に本件保険契約を締結させ、A の殺人を目論んだこと、C は、本件保険契約前から…B から事業資金等の援助を受けていたことからすると、C 及び D は、本件保険事故が発生した保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあったということができ…C 及び D が個人的動機によって故意に A を死亡させた行為をもって B らの行為と同一のものと評価することができる」と認定して、故意免責を認めた。

(2) 否定例

⑥ 福岡高判 H14.3.13 (生判 14 卷 70 頁) (生命保険)

【事案】 保険契約者兼被保険者を A、その妻である B を保険金受取人とする生命保険契約において、A が殺害され、B が保険金を請求した事案。保険者は、A の債権者である C の故意による免責を主張した。

【判旨】 故意免責規定の趣旨について「保険契約者又は保険金受取人の故意による保険事故招致は著しく高度な危険であるため、保険者は、通常そのような異常な危険を引き受ける意思を有しないから、このような危険な事実を除外して保険を引き受けたと解するのが当事者の衡平に適する」と述べた上で、「そうすると…本件各契約の免責条項で除外している事由は…保険契約者又は保険金受取人が故意により保険事故を招致したときと同視しうると評価できる場合をも包含している」と述べて、H14最判の一般論と同様の規範を示した。

本件については、「Cが…Aを排除して本件各保険契約を管理し、支払を確保すべく保険証券及び届出印鑑を預かり…Bから念書を取るなど事実上死亡保険金を受け取ることのできる立場にあることや、本件各契約の死亡保険金の全額を取得する目的でA殺害の意思を有していたことなどをも考慮するならば、Cは貸金回収の範囲を超えて保険金を受領することのできるかなりの蓋然性を有していた」と認めながらも、「Cは…Bに対して保険金による残金整理を認めさせているにすぎず、保険金全額を受け取ることができる権限を有しているわけではないこと、CはBによる保険金請求を防ぐこともできないことなどからすれば、Bを実質的かつ現実に支配しているとはいえず、保険金受取人と同視することができる者であるとまでは断定できない」と認定した（もともと、後掲⑨のとおり「実質的保険契約者」であると認定し、故意免責を認めた。）。

なお、Bの主張に対する反論としてはあるが、「保険契約の当事者等をだれとみるべきかについては…保険契約締結の書面だけではなく、当該保険契約加入の経緯、保険料の出捐状況、必要書類等の管理状況のほか、本件のような事案における特殊性（死亡保険金取得目的の被保険者殺害の共謀とその実行という一連の経緯全体）などを総合考慮して判断すべき」と判示しており、実質的当事者の認定方法に直接言及した唯一の例と思われる。

⑦ 名古屋高判 H21.4.24（判時 2051号 147頁）（生命保険）

【事案】 前掲④の控訴審。

【判旨】 「保険事故が保険金受取人自身の故意行為によって発生した場合でなく、第三者の故意行為によって発生した場合でも、その第三者の行為が保険金受取人の行為と同一に評価できる場合にも、本件免責条項…の適用を認める余地はある」と述べて、第三者の故意による免責の余地は認めしたが、本件については、「本件事故発生時において、Bら（14歳～6歳）はいずれも学齢に達していたことからすると、Bらにおいて、本件保険金の受取人が自分達であり、自分達の保険金であることを

認識することができたものと認められることや、…本件保険事故発生当時は、Bらのうち2名の親権者はAであり、同BらはAとともに日本において生活していた者であることからすると、本件保険金の実質的取得者がCであるとまでは認め難く、また、Cの行為をBらの行為と同一に評価することはできない」、「現時点ではCはBらの親権者であり、本件保険金をBらに代理して受け取ることができ、親権を濫用してそれをBらのためではなく、自らのために消費する危険性がないとはいえないが…民法が定める親権喪失宣言や管理権喪失宣言の制度等により、その救済をはかるべきである」と認定した。ただし、結論としては、「Cが本件保険事故を発生させたとの事実も認めるに足りない」として、故意免責を否定した。

⑧ 名古屋高判 H24.3.23 (D1-Law 判例 ID : 28240824) (生命保険)

【事案】前掲⑤の控訴審。

【判旨】1. H14最判を引用し「本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず…第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合をも含む」と述べた上で、本件は個人契約である点でH14最判とは事案が異なるとして、「保険契約者又は保険金受取人が意思能力・行為能力に瑕疵や制限のない自然人である場合は、第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価するためには、当該保険契約者又は保険金受取人が、当該第三者と共謀し、あるいは、当該第三者を教唆ないし幫助したことにより、当該第三者が当該保険事故を招致したなど、当該保険契約者又は保険金受取人が、遅くとも当該保険事故の時点までに、当該保険事故を招致することにつき、当該第三者と意を通じていた事実が存在することが必要というべきである」と述べて、H14最判とは異なる判断基準を示し、本件については、C及びDがAを殺害したかどうかの事実認定を避け、「仮に、C及びDが本件保険事故を招致したものであったとしても…BがC及びDと意思を通じていたことを示唆するものはな(い)」とした(同事実に争いはない)。

2. ただし、結論としては、「Bらが死亡保険金を受領することになった場合は、これをC及びDが取得することができることが確実となっていたと認めるには足りない(…死亡保険金請求権を譲渡する合意があったとか、その他CやDが受領権限や取得する権利を得ていたとの事実を認めるに足りる証拠がない…C及びDが取得することができるか否かは、専らBらの任意の意思に係るものであった…Bらが死亡保険金を受け取ることになった場合に、同保険金が(Cの管理下にあった)口座

に入金されることが確実となっていたと認めるに足りる証拠はない…) から、C及びDが『実質保険金受取人』であるということもできない」と認定した上で、故意免責を否定した。

(3) 検討

ア 個人契約においても「第三者の故意による免責」は認められること

以上のとおり、H14最判の前後の下級審裁判例を通覧すると、個人契約においても、「実質的保険金受取人」たる第三者の故意（重過失）によって免責が認められるという点は、H14最判の前後を問わず一貫していると思われる。即ち、H14最判以前の①②③⑥は、第三者が「実質的保険金受取人」と言える場合に故意免責の対象となることを前提としており（⑥判決は、故意免責の趣旨からH14最判と同様の規範を示している）、H14最判以後の④⑤⑦⑧も、H14最判を引用（または同様の規範を提示）した上で「実質的保険金受取人」と言えるかどうかを判断している。

この点、名古屋高判H24.3.23（⑧）の判示1は、個人契約においては、保険契約者又は保険金受取人自身の故意（共謀、教唆、幫助）が必要であると述べており、第三者の故意による免責を認めていないようにも見える。しかし、同判決が、H14最判を引用して「保険契約者又は保険金受取人そのものが故意により保険事故を招致した場合のみならず…第三者の故意による…場合をも含む」と明示している点や、判示2で「実質的保険金受取人」を否定した上で故意免責を否定している点に照らせば、同判決も、第三者の故意による免責自体を否定するものではなく、第三者が「実質的保険金受取人」と認定できる場合には、当該第三者の故意による免責を認める趣旨と理解すべきである。

イ 「実質的保険金受取人」の判断基準

上記第2で述べたとおり、「実質的保険金受取人」の認定においては、「利益享受可能性」が判断のメルクマールになるものと考えられる。

その具体的な判断基準について、岐阜地判H23.3.23（⑤）は、H14最判の規範を修正して「(A)当該第三者と保険契約者又は保険金受取人との経済的利害の共通性ないし(B)当該第三者が保険金を管理又は処分する権限の有無、(C)行為の動機等の諸事情を総合して、当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にあるなど…当該第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合」と述べている。また、H14最判以前の福岡高判H14.3.13（⑥）は、「保険契約の当事者等をだれとみるべきかについては…(a)当該保険契約加入の経緯、(b)保険料の出捐状況、(c)必要書類等の管理状

況のほか、(d) 本件のような事案における特殊性（死亡保険金取得目的の被保険者殺害の共謀とその実行という一連の経緯全体）などを総合考慮して判断すべき」と述べている。

「保険金受取人」及び「利益享受可能性」との関係で見れば、(A)の要素は、「第三者と保険金受取人の経済的利害が共通していることにより、保険金受取人が保険金を受領すれば第三者が直接利益を受ける関係にある」という経験則に基づくものと考えられる。第三者が保険金受取人と生計を一にしているような場合（①②④⑦）は、保険金受取人の利益は第三者の利益に直結する。一方、第三者が保険金受取人の債権者である場合（⑥）は、債権の履行可能性によって評価が異なると思われる。

(B) (c) の要素は、「第三者が保険金を管理又は処分する権限を有していることにより、法律上または事実上確実に保険金を取得できる」という経験則に基づくものと考えられる。第三者が保険金受取人を代理して自ら保険金請求を行うような場合（①④⑦）は、第三者自身が保険金を受領することとなり、事実上、第三者の利益に直結する。一方、保険金受取人に支払約束をさせているに留まる場合は、履行可能性によって評価が異なると思われる。

(C) (d) の要素は、「第三者が保険金の取得を企図しており、これを実現する可能性がある」という経験則に基づくものと考えられる（①⑤）。

さらに、(a)(b)は、後述するとおり「（保険契約の）実質的支配」に関わる要素であるが、「保険契約を実質的に支配する者は、保険契約の内容や保険金受取人を自由に決定することができる以上、名義上の保険金受取人に指示して自ら利益を得ることも容易である」という経験則を通じて、「利益享受可能性」を推認させる事情と位置付けることができる（⑤⑥⑧）。

ウ どの程度の「利益享受可能性」が必要か

問題は、上記の要素を考慮した結果、どの程度の確実性をもって「利益享受可能性」が認められる必要があるかという点である。

①～⑧の中で、第三者が保険金による利益を受けることがほぼ確実と言えるのは、(A)第三者と保険金受取人が生計を一にし、かつ、(B)第三者が自ら保険金請求を行える立場にある①②④⑦である。一方、第三者が保険金受取人の一般債権者である⑥や、第三者が保険金受取人から資金援助を受けていたに留まる⑤⑧では、第三者が利益を受けるかどうかという点に若干の不確実さが残る。

⑥⑧判決は、この不確実さを理由に「実質的保険金受取人」を認定しなかったとも考えられる。もっとも、⑥判決は「実質的保険契約者」を認定して故意免責を認めており、⑧判決は「第三者の故意」を認定していないことから、いずれも「実質的保険金受取人」の認定部分は傍論であり、先例としての価値は低いと言える。私見は、(C)事故招致の動機が「保険金取得目的」であることを認定できる場合（他に有力な動機がない場合）には、少なくとも行為者の主観においては、殺人等の重大な規範を乗り越えるに足りるほど確実に、保険金による利益を受ける見込みがあったと言える（これらの犯罪の性質上、犯行は通常計画的であり「利益享受可能性」を検討することなく犯行に至るとは考え難い）ことから、これによって(A)(B)の要素を補完し、「実質的保険金受取人」を認定して良いと考える（結局、⑥判決では「実質的保険金受取人」を認定することができ、⑧判決では「第三者の故意」の認定が原審（⑤）との結論を分けたものとする）。

⑦判決は、保険事故発生時にBらの一部がAと生活していたことを指摘する。確かに、「利益享受可能性」は事故発生時を基準に判断すべきであるが、その考慮事情としては、事故発生によって当然に生じる事態も前提とすべきであり⁶、Aの死亡によりCがBらの唯一の親権者となることを前提に判断する必要がある。また、判決は、民法上の制度によって親権濫用に対処できるというが、あくまでも理論上の可能性であって、現実に即した事実認定とは言い難く、上記の通り、CはBらと生計を一にし、Bらの法定代理人として自ら保険金請求を行っている以上、Cが保険金による利益を得ることはほぼ確実と言わざるを得ない。従って、⑦では、(A)(B)の要素だけからも、Cが「実質的保険金受取人」であることは否定し難いと思われる。いずれにせよ、本判決も「第三者の故意」を認定していないことから、「実質的保険金受取人」の認定部分は傍論であり、先例としての価値は低いと考える。

エ 「利益享受可能性」がなくても認められる場合

岐阜地判H23.3.23（⑤）は、「当該第三者が保険金の受領による利益を直接享受し得る立場にある『など』」と述べており、これ以外の場合にも「実質的保険金受取人」を認める余地がある（H14最判も同様である。）。

②③は、「実質的保険金受取人」を認定するに当たって、第三者が「被保険者の意に基づいて（被保険者から包括的代理権を与えられて／被保険者の履行補助者として）保険の目的物を管理・使用していたこと」を挙げているが、この要素は「利益享受可能性」を推認させるものではない（保険の目的物を使用することによる利

⁶H14最判が「事故後直ちに会社を実質的に支配し得る…」と述べる点は「利益享受可能性」にも妥当する。

益は間接的なものに過ぎず、「保険金の受領による利益を直接享受し得る」と評価することは困難であると思われる）。

上記の要素は、損害保険において、保険の目的に関して被保険者から危険を管理する権限を委ねられた者の故意については、被保険者の故意と評価して免責を認めるといふ、いわゆる「代表者責任理論」に基づく認定であり、生命保険には妥当しない、損害保険に固有の考慮要素と言える⁷。

2 「実質的保険契約者」（2号アプローチ）に関する裁判例

(1) 肯定例

⑨ 福岡高判 H14.3.13（前掲）（生命保険）

【事案】前掲⑥。

【判旨】前述のとおり「本件各契約の免責条項で除外している事由は…保険契約者又は保険金受取人が故意により保険事故を招致したときと同視しうると評価できる場合をも包含している」と述べた上で、本件について、「本件各保険契約の保険料は、Cが、貸金の返済を確保する目的で出出し続けた…A名義の労災年金証書、同年金が振り込まれる銀行預金通帳及び使用印鑑並びに本件各契約の保険証書及び届出印鑑等は、全てCが所持・管理しており、Aが保険契約を解約したり内容を変更したりすることは事実上不可能であった…Cは、Aを利用して本件各契約の限度一杯の契約者貸付を受けている…などの諸事情を総合考慮すれば、Cは、遅くとも本件保険事故が発生した時点において、保険契約者と同視できる者であった」と認定して、故意免責を認めた。

⑩ 札幌地判 H14.8.1（判タ 1124号 257頁）（損害保険）

【事案】自宅を保険の目的とし、自宅に居住する所有者Aを保険契約者兼被保険者とする損害保険において、建物で火災が発生し、Aが保険金を請求した事案。保険者は、Aに無断で本件契約を締結したAの子Cの故意による免責を主張した。

【判旨】Cが故意に火災を発生させた事実（その過程で「同建物には相応の保険契約が締結されていて、なお新たな保険契約を締結する必要性に乏しい」こと等）を認定した上で、「CはAの無権代理人として契約をし、後に追認されたということになるから…Aが追認の意思表示をすることにより、その契約について自己にその効果が及ぶことを了解した点は、第三者のためにする契約における受益の意思表示と類似する」「しかも…共済掛金はCが負担しており、Aは本件契約について一切

⁷ 山下友信・前掲 379頁，473頁。

の負担をしていない…そうしてみると、本件契約は、Cが実質的に契約行為を行い、契約者としての義務を負担し、Aが無権代理行為を追認することにより…共済金を取得しうる地位を得たものといえることができるから、Cは…契約者に準じた地位にある」と認定し、「このような者が本件火災を人為的に惹き起こした場合には、契約上の保険契約者ではないとはいえ、本件約款の趣旨を類推適用して、保険者は免責される」として、故意免責（類推適用）を認めた。

⑪ 富山地判 H23.5.27（判時 2144 号 136 頁）（生命保険）

【事案】保険契約者兼被保険者を A とし、保険金受取人が指定されていなかった生命保険契約において、A が車中において一酸化中毒で死亡し、A の保険金請求権を相続した姉 B と兄 C が保険金を請求した事案。保険者は、A 及び B の請求につき、それぞれ C の故意による免責を主張した（以下、B の請求に関する判示部分）。

【判旨】C が少なくとも未必的故意によって A を死亡させた事実を認定した上で、「本件免責条項は、保険契約者又は保険金受取人が故意により保険事故を招致した場合のみならず…第三者の故意による保険事故の招致をもって保険契約者又は保険金受取人の行為と同一のものと評価することができる場合を含む」と述べ、本件については、「C は、A に本件契約に加入することを勧め、申込書の提出等、本件契約の手續を A に代わって行っている。また、A は、本件契約の際、その内容を知っていたとは認められるが、上記面談の際の態度や本件契約当時の経済状況、実際、保険料を C がその大部分を支払っていることからすれば、本件契約を締結した動機は、専ら C から要請されたからというものと推認され、自らの経済的負担において、本件契約に加入し、その利益を享受する積極的意思があったとは考え難い」「これに加えて、本件契約の時点で、C の相続人は B と C であり、C は、A が死亡した際、その死亡保険金の少なくとも一部を受領でき、本件契約による利益を享受しうる立場にあり、C はこのことを認識していたことも考慮すれば、C が故意により本件事故を招致した行為をもって、保険契約者である A の行為と同視しうる」と認定し、故意免責を認めた。

⑫ 広島高判 H26.6.11（自保 1936 号 148 頁）（損害保険）

【事案】建物を保険の目的とし、当該建物の所有名義人 A を保険契約者兼被保険者とする損害保険において、建物で火災が発生し、A が保険金を請求した事案。保険者は、本件建物の前所有者 C の故意による免責を主張した。

【判旨】C が故意に火災を発生させた事実を認定し、H14 最判を引用した上で、「第三者である C の行為を保険契約者である A の行為と同一と評価できるか否かは、C

と A の経済的利害の共通性ないし C が保険金を管理又は処分する権限の有無、行為の動機等を総合して、C が保険金の受領による利益を直接享受しうる立場にあるかなどといった観点から判断すべきである」と述べて、⑤判決と同様の規範を示し、本件については、「本件火災は本件保険契約上の第三者である C の故意によって招致されたものであるが、C と A は使用者と被用者という立場を通じて極めて近い関係にあったものであり、本件建物については C から A への売買がされているもの、A の動機の不明確性、契約締結後の控訴人の行動（※A は本件建物を購入した動機について具体的な主張をせず、A の購入後も本件建物には C の父と兄が居住し、兩名とも売買の事実を知らなかった等）から見て、真実、A がこれを買受ける意思であったのかは極めて疑わしく、これが通謀虚偽表示に当たるとする疑念を払拭できないこと、その保険金請求権の債権譲渡の経緯（※保険料の一部を C が負担し、保険金請求権のうち建物及び敷地の原状回復費用相当額を超える部分が A から C の経営する会社に一旦債権譲渡された等）からすれば、保険の利益を受けるのは A ではなく C であると認めることができるなどの事情からすれば、本件において第三者たる C の故意による保険事故の招致（放火）は、信義則上、保険契約者である A の行為と同一と評価することができる」と述べて、故意免責を認めた。

(2) 否定例

⑬ 名古屋高判 H24.3.23（前掲）（生命保険）

【事案】前掲⑧。

【判旨】前述のとおり、仮に C 及び D が A を殺害したとしても、B らとの共謀の事実は存在しないとしたが、これとは別に「なお…C 及び D の行為等（※本件契約締結を代行し、最も高額な保険金額を設定した上、保険料を D が全額負担した）は、A が同契約の締結についての意思決定をするに当たり、同人の動機となったことがうかがわれるにすぎず、同人の意思決定の自由を妨げるほどのものであったとは、認められない。また、保険料出捐の有無によって、同人が同契約を締結する意思を有していたことが否定されるものではない。したがって、本件保険契約の契約者は、形式的にも、実質的にも、A である」と認定している。

(3) 検討

ア 個人契約においても「第三者の故意による免責」は認められること

上記 1（3）アで述べた所と同様に、個人契約において、「実質的保険契約者」たる第三者の故意による免責が認められるという点も、H14 最判の前後を通じて一貫していると思われる。即ち、H14 最判以前の⑨は第三者が「実質的保険契約者」

と言える場合に故意免責の適用があることを当然の前提としており、⑩はこの場合に故意免責規定を類推適用して解決を図っている。H14以後の⑪～⑫も、H14最判を引用（または同様の規範を提示）した上で「実質的保険契約者」と言えるかどうかを判断している。

イ 「実質的保険契約者」の判断基準

上記第2に述べたとおり、「実質的保険契約者」の認定においては、「実質的支配」が判断のメルクマールになるとと思われる。

もっとも、H14最判の「会社を実質的に支配し若しくは事故後直ちに会社を実質的に支配し得る立場」との表現は、法人のガバナンスを念頭に置いたものと考えられ⁸、「経済的利害の共通性」以下の基準も、個人契約のあてはめにおいては参考にし難い。そこで、個人契約における「実質的保険契約者」の判断基準については、保険契約者の故意免責（2号免責）の趣旨に遡って検討する必要がある。

従来の学説では、2号免責の趣旨については「信義則上の義務」が重視され、3号免責の趣旨とされる「反公益性」は認めないか、保険金受取人との関係を通じて「一般的利益」を受けるという点に「反公益性」の根拠を求める見解が多いようである⁹。もっとも、「信義則上の義務」というだけではどの範囲の者に当該義務を負わせるべきかが不明であり、保険契約者が上記のような「一般的利益」を受けるとは限らない。さらに、上記のような「一般的利益」を受けるとは保険契約者以外にも複数存在する可能性があるため、これを根拠とする場合は「実質的保険契約者」の範囲が必要以上に広がってしまう可能性があると思われる。いずれにせよ、具体的なあてはめの基準を導くためには、「信義則上の義務」の根拠ないし「反公益性」の具体的内容をさらに検討する必要がある。

私見は、2号免責の趣旨については、保険契約者が、(A)保険契約の締結、(B)保険料の負担、(C)保険金受取人の指定等の行為を通じて「保険事故の発生により保険金受取人が保険金を受領できる状況」を自ら作出・維持している（即ち、保険契約を実質的に支配している）者であり、このような者が保険事故を招致し、保険金受取人に保険金を受領させること自体が、公益及び信義則に反する¹⁰という点にあると考える。従って、第三者が上記(A)(B)(C)の行為を自ら行い、または名義上の保険契

⁸ 広島高判 H26.6.11 (⑫) が「実質的支配」に言及しなかったのも、この点が影響した可能性がある。

⁹ 学説の整理につき、伊藤雄司「損害保険契約における実質上の保険契約者による故意の事故招致」損害保険研究 74 巻 2 号 167 頁 (⑩の評釈) 179～180 頁。

¹⁰ 後述するとおり、保険約款では、民法第 90 条（公序良俗違反）を具体化する趣旨で、「保険契約者が、保険金を不法に取得する（または他人に不法に取得させる）目的をもって、保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする」旨を定めており、他人に利得させる目的も公序良俗に反すると考えている。

約者に指示して行わせる等して、「保険契約を実質的に支配」していると言える場合には、当該第三者を「実質的保険契約者」と認定することができる¹¹（従って、裁判例が示した判断基準としては、H14最判を援用する⑫判決より、むしろH14最判以前の⑥＝⑨判決を支持したい）。H14最判の「実質的支配」という判断基準も上記のように理解されるべきである¹²。

なお、「利益享受可能性」は、「実質的保険契約者」との関係では、「第三者自身に『利益享受可能性』があることから、保険契約を実質的に支配する動機がある」という経験則に基づき、「実質的支配」を推認させる事情として位置付けられる。従って、ここでいう「利益享受可能性」は「実質的保険金受取人」の場合ほど直接的である必要はなく、かつ、「利益享受可能性」がない場合（他人に利得させる場合）にも他の事情から「実質的支配」を認定できる場合はあると考えられる。

ウ 具体的なあてはめ

⑨～⑬の事案はいずれも、(A)Cが保険契約の締結に関与し、(B)保険料を一部ないし全部負担している事案であるが、その程度には濃淡がある。

肯定例（⑨～⑫）は、いずれも専らCが契約締結の判断を行っており、Aには保険加入の積極的な動機がなかった事案であるのに対して、否定例（⑬）の判決は、Cの行為がAの保険加入動機に影響を与えたとしても、A自身の加入動機を否定する程のものではなかったと判示している。即ち、⑬では、Aにおいても海外旅行保険に加入するという動機自体はあったと考えられ、Cが保険金額を必要以上に高額に設定し、その保険料を負担としたとしても、Aの上記加入動機は否定されない。従って、保険契約締結の判断自体はAが行ったものと言える。

また、「利益享受可能性」という事情について見ると、肯定例のうち⑨⑫では、Cは、債権者（⑨）または実質的な物件所有者（⑫）として、少なくとも間接的な利益を受ける立場にあったと言える。⑪では、Cは自らも保険金請求権の一部を相続しており、その限りで「保険契約を実質的に支配する動機」はあったと言える。これに対して、否定例（⑬）では、Cは保険金受取人であるBから資金援助を受けていたというに留まり、上記(A)(B)の要素を補うほどの「利益享受可能性」が認められなかったものと思われる。

¹¹ 嶋寺・前掲6～7頁、榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」『江頭憲治郎先生還暦記念・企業法の理論・下巻』346頁も同旨と思われる（ただし、後者はレジュメ作成時点で未読）。遠山・前掲注(5)164頁も、結論として上記事情を判断基準とされる。

¹² H14最判の「実質的支配」を本文のように理解すると、法人契約においても、外部の第三者が関与する場合等、内部のガバナンス以外の事情から「実質的保険契約者」を認定できる場合があると思われる。

以上の点を総合した結果として、⑨～⑫では C による「実質的支配」が認められ、⑬ではこれが否定されたものと考えられる。

3 その他の裁判例

その他、「実質的保険金受取人」と「実質的保険金受取人」を区別せずに認定した裁判例として、

⑭ 熊本地判 H13.7.24 (生判 13 卷 578 頁) (生命保険)

前掲⑥＝⑨の原審。

⑮ 横浜地判 H21.9.18 (判時 2099 号 141 頁) (損害保険)

⑯ 長野地伊那支判 H23.4.15 (自保 1857 号 186 頁) (損害保険)

⑰ 広島地判 H24.3.29 (自保 1936 号 158 頁) (損害保険)

前掲⑫の原審。

等がある。このうち、⑭以外は、名義上の保険契約者と被保険者が同一人である損害保険契約の事案であり、実質的当事者の認定においても「保険契約者兼被保険者である A の行為と同視できる」等の認定がなされている。

もっとも、上記 1 及び 2 で検討したとおり、「実質的保険金受取人」の判断基準は「利益享受可能性」であり、「実質的保険契約者」の判断基準は「実質的支配」であり、両者の考慮要素及びその意味合いも大きく異なっているため、名義上の保険金契約者と保険金受取人が同一人の場合も「実質的保険金受取人」と「実質的保険契約者」の判断はそれぞれ別に行うべきである（控訴審である⑥⑨⑫ではそのように判断されている）。

第 4 他の法律構成と「当事者確定論」

1 重大事由解除

(1) 重大事由解除と「当事者確定論」の関係

保険法は、保険契約者または保険金受取人が、保険者に保険給付を行わせることを目的として故意に保険事故を発生させ、または発生させようとした場合には、保険者は当該契約を解除できる旨を定めている（「重大事由解除」。保険法第 30 条 1 号、第 57 条 1 号、第 86 条 1 号）。また、約款においても、保険法制定（平成 20 年）以前から同様の定めがある。

そこで、「実質的保険契約者」または「実質的保険金受取人」である第三者が、上記目的で故意に保険事故を発生させ、または発生させようとした場合にも、上記重大事由による解除が認められる可能性がある。

(2) 裁判例

⑱ 函館地判 H13.11.22 (生判 13 卷 836 頁) (生命保険)

【事案】 保険契約者兼被保険者を A、その妻 B を保険金受取人とする生命保険契約において、A が殺害され、B が保険金を請求した事案。保険者は、A の債権者である C が他の者と共謀して A を殺害したとして、公序良俗違反、重大事由解除などを主張した。

【判旨】 C が保険金殺人を企図して A に本件契約を締結させ、他の者と共謀して A を殺害した事実を認定した上で、「本件保険契約は…C が、A に生命保険をかけさせて殺害し、保険金受取人である B から借金返済名下に、その保険金を入手しようと考えて、A に加入を強く勧めたために締結され…C の当初の企図どおり、半年も経たぬうちに C らによって A が殺害された…本件保険契約締結の前後を通じ、B は C に求められるまま、A の負債について責任を持つ旨の念書等を差し出し…借金の返済に充てるため…クレジット会社から金員を詐取する行為に加担し…自宅の名義を C に変更するまでの行為をし…A が行方不明になった後、B は本件契約の継続を一旦断念しかけたものの、C から保険料を立て替えてもらったことや、同人の強い意向があつてこれを継続した…(このような)状況にあつたため、C らによる A 殺害の事実が露見しない場合には、死亡保険金が B を介して C に渡る高度の蓋然性があつた…そうとすれば、本件保険契約の死亡保険金の全額とまでは断定できないにせよ、その実質的な受取人は C であると認めざるを得ない」と述べて、C を「実質的保険金受取人」と認定し、「A の死亡という保険事故が本件保険契約の実質上の保険金受取人である C により招来された本件において、たとえ保険金支払請求が C でなく、名義上の保険金受取人である B によりなされているからといって、その請求を認容することは明らかに普通約款 22 条 (※重大事由解除) の趣旨に反する」と述べて、重大事由解除を認めた。

(3) 検討

上記第 3-1 (3) で検討した「実質的保険金受取人」の判断基準を本件にあてはめると¹³、(A)C は A の一般債権者であるが、B に念書を書かせた上、詐欺に加担させ、自宅まで取り上げている等の履行状況を考慮すれば、B の利益が C の利益に

¹³ 故意免責における判断基準を用いることの妥当性については、重大事由解除の趣旨に遡って検討を要するが、本報告では割愛する。

直結する可能性は高かったと考えられる。また、(C)Cが当初から保険金殺人を企図してAに保険契約を締結させ、その企図どおりにAを殺害している点に照らせば、Cの主観においても、確実に保険金を取得できるという見込みをもって犯行に至ったものと考えられる。さらに、(a)Cは、Aに契約締結を強く進め、(b)Aの殺害後は保険料を負担する等しており「実質的支配」に近い状況があったと言える。以上の点を総合すれば、Cには「利益享受可能性」が認められ、Cを「実質的保険金受取人」と判断した⑱の判示は妥当と考えられる。

2 公序良俗違反

(1) 公序良俗違反と「当事者確定論」の関係

保険約款では、一般に、「保険契約者が、保険金を不法に取得する（または他人に不法に取得させる）目的をもって、保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする」旨の定めがある。上記規定は、このような場合には当該契約全体が公序良俗違反（民法第90条）により無効となることを具体化したものである。

そこで、「実質的保険契約者」たる第三者が、上記目的をもって保険契約を締結した（名義上の保険契約者に締結させた）場合にも、上記約款条項ないし民法第90条により当該契約の無効が認められる可能性がある。

(2) 裁判例

ア 否定例

⑲ 函館地判 H13.11.22（前掲）（生命保険）

【事案】前掲⑱。

【判旨】前記のとおり、Cを「実質的保険金受取人」と認定して重大事由解除を認める一方で、「同契約は、たとえCの企図の下に締結されたとしても、Cが実質的にこれを締結し、Aはその際、名義を借用されたにすぎないという実態であったと評価できるまでの事実を認めるに足りる証拠はない。したがって、本件保険契約の実質的契約者がBであると認めることはできない」と述べて、「実質的保険契約者」の認定は否定し、公序良俗違反による無効は認めなかった。

イ 肯定例

⑳ 札幌高判 H15.1.28（生判15巻52頁）（生命保険）

【事案】前掲⑱の控訴審。

【判旨】前掲⑱の認定事実に加え、本件契約の詳細な締結経緯や、Aに保険料の支払能力がなかったこと等を認定した上で、「上記認定の事実によれば、本件保

険契約は、Cが多額の債権を有するAに生命保険を掛けて殺害し、保険金受取人としたBを介してその保険金を入手しようと企画して、Aに強く加入を勧めた結果、Aがこれを断り切れずに締結するに至った、全体としてCの上記不法な意図に基づき締結されるに至った公序良俗に違反する契約であると認めるのが相当である。そのことは、本件保険契約が、発端において、Aに対する債権者ではあるものの、保険契約自体については第三者というべきCの発意によるものであり、かつその締結は多額の債務を負担しているAがCの意に反し難いような状況下でなされたものであること、また本件保険契約の内容はもっぱらCが決定したものであり（保険金額、毎月支払うべき保険料の額等の保険内容、条件等について、AやBと保険外交員との間で折衝がなされた事実を認めるべき証拠はない。）、契約締結後、Aの死亡に至るまで、AあるいはBにおいて保険料さえ支払った形跡が見られないこと等の事実によって裏付けられる」と述べて、公序良俗違反による無効を認めた。

⑳ 佐賀地判 H28.11.8 (D1-Law 判例 ID : 28252777) (生命保険)

【事案】 保険契約者兼被保険者をA、保険金受取人をAの弟B2（当初は母B1だったが、Aが死亡する3週間前にB2に変更された）とする生命保険契約において、Aが河川で溺死し、B2が保険金を請求した事案。保険者は、A及びBらを精神的・経済的に支配していたCがAを殺害したとして、故意免責、公序良俗違反を主張した。

【判旨】 本件約款規定の趣旨について「（本件約款規定は）保険契約の射倖性を悪用して専ら不労の利益を得る目的で保険契約を締結したと認められる場合を公序良俗に違反するものとしてその効力を否定し、ひいては人為的な保険事故の誘発、頻発を防ぐという趣旨に基づく」と述べた上で、「第三者が不法取得目的をもって保険契約者を道具として用い保険契約を締結せしめた場合には、上記同様の趣旨が妥当するから、当該保険契約は、公序良俗に反するものとして無効になると解するのが相当である」と述べて、第三者の不法取得目的による公序良俗違反の判断基準を示した。

本件については、「Aは、Bらの生活の面倒を見たことはなく、自己の負担によりBらの生活保障を図る動機及び必要性があったとは考えがたく…Bらの生活レベル比べれば保険金額（2800万円余）は不相当に高額といわざるを得ない。…年間合計7万4022円に及ぶ保険料をAが負担することは困難であり、本件各保険契約に係る保険料もCが実質的に負担していた…Cは、A及びBらから架空の立

替金返済名目で金銭を巻き上げるようになり…A及びBらの通帳等を1通を除いて全て預かり、A及びBらの預貯金を自由に費消し、B2及びAに対し頻繁に暴言・暴行を振るう等してA及びBらを精神的・経済的に支配していた…Aは、Cの紹介により、本件各保険契約を締結した…Cは、B1よりもB2の方が制御し易いと考え、Aに対し、保険金受取人の変更を指示した…B2は、Cからの電話により、Aの死亡を知るとともに、保険金請求を促された…以上を総合すると、CがAを道具として本件各保険契約を締結させたことを優に推認することができる」と述べて、CがAを道具として本件各保険契約を締結させた事実を認定した。

その上で、「Cは、本件各保険契約の締結に先だって、6件の詐欺事件に主導的な立場で又は積極的に関与しているところ、上記のとおりAにつき保険契約締結の動機及び必要性が認めがたいことを併せ考慮すると、本件各保険契約の締結は、先行する詐欺事件同様、Cによる不労取得を目的とする行為の一環であったと推認することができる」と認定して、公序良俗違反による無効を認めた。

⑳ 福岡高判 H29.4.20 (D1-Law 判例 ID : 28252778) (生命保険)

【事案】前掲㉑の控訴審。

【判旨】原審の認定事実に基づき、「本件各保険契約締結時に上記のような(何らかの手段でAを死亡させ、Cが保険金を取得する)目的をもって契約を締結したのであれば、たとえCがAを殺害したとまで認めることができないとしても、本件各保険契約が、不法に保険金を得る目的で締結されたと認めるのが相当である」と述べて、公序良俗違反による無効を認めた。

(3) 検討

上記のとおり、約款では「保険契約者が、保険金を不法に取得する目的をもって、保険契約を締結したとき」を無効事由と定めているおり、民法第90条を直接根拠とする場合も、当該契約自体が公序良俗に違反するというためには、契約主体である「保険契約者」の不法目的を認定する必要があると思われる。従って、㉑～㉒の判決も、黙示的にCを「実質的保険契約者」と認定したものと考えられる。

そこで、上記第3-2(3)で検討した「実質的保険契約者」の判断基準を㉑～㉒にあてはめると¹⁴、否定例(㉑)においては、(A)A自身も妻Bのために保険加入する動機が存在した可能性、(B)Aが殺害されるまで自ら保険料を負担していた可能性が残されており、相当程度の「利益享受可能性」があったにせよCが保険契約を「実質的に支配していた」とまでは認定できなかったのに対して、控訴審(㉒)で

¹⁴ 公序良俗違反による無効は、故意免責の趣旨である「反公益性」を直接問題とするものであることから、故意免責における判断基準を用いることは妥当と考えられる。

は、この点をさらに審理した結果、(A)A自身に積極的な加入動機がなく、(B)Aが保険料を負担した事実もないことを認定して、Cの「実質的支配」を認めたとと言える。

②②判決は、(A)Cが一連の詐欺の一環として「Aを道具として」保険契約を締結させたこと、(B)Cが保険料の出捐に留まらずA及びBらを精神的・経済的に支配していたこと、(C)Aの死亡直前にCが保険金受取人をB1からB2に変更させていること等の事情から、「第三者の故意による事故招致」を認定することなく、公序良俗違反による無効を認めた裁判例であり、第三者の故意立証の困難性に対処する上でも実務上参考になるとと思われる。

以 上